

=====  
**【町独自支援】新型コロナウイルス対策農林水産業者支援給付金**  
=====

=====  
**よくある質問**  
=====

**Q 1. 対象となる農林水産業について**

A 1. 当該給付金において「農林水産業者」とは、日本標準産業分類に規定する産業で以下のものをいいます。

- ・大分類A－農業及び林業（小分類014園芸サービス業、024林業サービス業を除く）
- ・大分類B－漁業

A 1 補足 当該給付金は、いわゆる「生産者」を対象としています。

（例：野菜、果物、米麦等の生産者、酪農家、肉牛農家、養豚、養鶏、養魚業など）

①園芸サービス（いわゆる造園業）、林業サービス（委託されて木竹などを伐採する業者）を営む者

※これらは、「美里町新型コロナウイルス対策中小企業・個人事業者支援給付金」の対象です。

②食品製造業や卸売業等は、「美里町新型コロナウイルス対策中小企業・個人事業者支援給付金」の対象となります。

**Q 2. 給付金の対象条件は？**

A. 以下すべてに該当する農林水産業者（法人を含む）が対象となります。

- 町内に住所を有していること（法人の場合は町内に本店を有すること）
- 主な農地が町内にあること
- 令和3年中の農業収入が50万円以上かつ収入全体の5割以上が農業収入であること
- 新型コロナウイルス感染症による消費の落込み等の影響により、令和3年中における農林水産業に係る収入が令和2年または令和元年中における農林水産業に係る収入より減少していること

（注意）法人の場合、直近の事業年度の事業収入が、平成30年7月1日から令和3年3月31日の間にある一事業年度の事業収入より減少していること

◎下記に該当する場合は、対象外となります。

- 町外者及び町外に本店のある法人
- 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、宗教団体及び有限責任事務組合
- 農林水産業のほかに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1

22号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第2条第13項に規定する接客業務受託営業(同項第2号の店舗型性風俗特殊営業の委託を受けた者に限る。)を営んでいる者

- 宗教上の組織又は団体と認められる者
- 国、県、町等から指定管理料、交付金その他運営の補助を受けている者
- 美里町暴力団排除条例(平成24年条例第11号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者
- 新型コロナウイルス対策中小企業・個人事業者支援給付金交付要綱(令和4年告示 号)に基づく給付金を受けている者

### Q3. 給付金額および金額の算出方法は?

A. 下記の計算方法で算出します。上限は5万円です。

(計算式)

#### ①個人の場合

令和3年中の農林水産業に係る収入 - 令和2年中または令和元年中の農林水産業に係る収入  
= 給付金額(上限5万円。1,000円未満切捨て)

#### ②法人の場合

直近の事業年度の事業収入 - 比較対象(※)の事業収入  
= 給付金額(上限5万円。1,000円未満切捨て)

※比較対象…平成30年7月1日から令和3年3月31日の間にある一事業年度

### Q4. 個人の農家だが、農林水産業に係る収入はどの数字を入れれば良いか?

A. 確定申告書第一表の「収入金額等」欄の一番上「農業」に記載している金額を記入してください。

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA2201

第一表 (令和三年分以降用)

現在の住所	フリガナ	氏名	職業	屋号・職号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
令和〇〇年〇〇月〇〇日						
種類	青色	元徴収出納先	種目	併給の表示	特記事項	整理番号
単位は円						
収入金額等	事業等	①	農業	②	不動産	③
	利子	④		配当	給与	⑤
	公的年金等	⑥	雑	業務	その他	⑦
	短	⑧				
	税	⑨				
	金	⑩				
	の	⑪				
		⑫				
		⑬				
		⑭				
		⑮				
		⑯				
		⑰				
		⑱				
		⑲				
		⑳				
		㉑				
		㉒				
		㉓				
		㉔				
		㉕				
		㉖				
		㉗				
		㉘				
		㉙				
		㉚				
		㉛				
		㉜				
		㉝				
		㉞				
		㉟				
		㊱				
		㊲				
		㊳				
		㊴				
		㊵				
		㊶				
		㊷				
		㊸				
		㊹				
		㊺				
		㊻				
		㊼				
		㊽				
		㊾				
		㊿				

### Q5. 個人の農家で、確定申告書第一表に収入を記載していない(所得金額しか記載していない)場合は、どの数字を入れれば良いか?

A. ①青色申告の場合は、所得税青色申告決算書（農業所得用）の「収入金額の計」を記入してください。あわせて、所得税青色申告決算書の写しも提出してください。

F A 3 1 U U

令和 〇 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	業種名	事務所所在地
フリガナ氏名	農園名	依頼税理士等氏名(名称)
	電話番号	電話番号

整理番号

令和 年 月 日 損益計算書 (自 月 日 至 月 日)

提出用 (令和二年分以降)	収入金額		経費		差引金額	
	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
収入	販売金額 ①		作業用衣料費 ⑧		差引金額 ⑩	
	家事消費金額 ②		農業共済掛金 ⑨		(⑩-⑪)	
	雑収入 ③		減価償却費 ⑫		貸倒引当金 ⑪	
	小計 (①+②+③) ④		荷造運賃手数料 ⑬		繰戻引当金 ⑫	
	農産物の期首 ⑤		雇人費 ⑭		繰戻引当金 ⑬	
	棚卸高 ⑥		利子割引料 ⑮		繰戻引当金 ⑭	
	計 (④-⑤+⑥) ⑦		借入金費 ⑯		専従者給与 ⑮	
経費			土地改良費 ⑰		貸倒引当金 ⑯	

②白色申告の場合は、収支内訳書（農業所得用）の「収入金額の計」を記入してください。あわせて、収支内訳書の写しも提出してください。

F

令和 〇 年分収支内訳書（農業所得用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	業種名	事務所所在地
フリガナ氏名	農園名	依頼税理士等氏名(名称)
	電話番号	電話番号

整理番号

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

提出用 (令和二年分以降)	収入金額		経費		収入の内訳	
	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	氏名・住所又は作業名	日数
収入	販売金額 ①		修繕費 ①		現金	
	家事消費金額 ②		動力光熱費 ②		現物	
	雑収入 ③		作業用衣料費 ③		合計	
	小計 (①+②+③) ④		農業共済掛金 ④			
	農産物の期首 ⑤		荷造運賃手数料 ⑤			
	棚卸高 ⑥		土地改良費 ⑥			
	計 (④-⑤+⑥) ⑦					
経費					その他(人分)	

**Q 6. 法人の場合、売上はどの数字を入れれば良いか？**

A. 法人事業概況説明書の「10主要科目」の一番上「売上（収入）高」に記載している数字を記入してください。

法人事業概況説明書 F B 1 0 0 6

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

OCR入力用	法人屋号( )	事業年度	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	整理番号	
	法人名	電話( ) -	自社ホームページの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事務所	税務署処理欄
	法人番号					

この用紙は1枚

ル	(3) 社宅・寮の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	7 株主又は株式所有異動の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	9 役員又は役員報酬額の異動の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 主 要 科 目	売上(収入)高 <small>※各科目の単位：千円</small>		特別損失
	上記のうち兼業売上(収入)高		税引前当期損益
	売上(収入)原価		資産の部合計 (負債の部合計+純資産の部合計)
	期首棚卸高		現金預金
	原材料費(仕入)高 注2		受取手形 ※貸倒引当金控除前
	労務費 ※福利厚生費等を除いてください		売掛金 ※貸倒引当金控除前、注3
	原価		棚卸資産(未成工事支出金)
	外注費		

**Q 7. 確定申告書類の控えについては、原本を提出しなければならないのか？  
控えの写しでも良いのか？**

A. 控えの写しで構いません。收受日付印が押印されているものか、e-tax による申告は「受信通知」の写しを添付してください。

**Q 8. 町外在住だが、美里町の農地で農業を行っている場合、対象になるか？**

A. 対象外になります。(町内に住所があることが条件になります。)

**Q 9. 町内在住だが、町外の農地で農業を行っている場合、対象になるか？**

A. 対象外になります。(「主な農地」が町内にあることが条件になります。)

**Q 10. 農業者で、農業以外の収入（事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入など）がある場合、対象になるか？**

A. 令和3年中の農業収入が50万円以上かつ収入全体の5割以上が農業収入である場合、対象となります。  
農業以外の収入（事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入など）が収入全体の5割以上となっている場合は、対象外となります。

**Q 11. 銀行口座をインターネットで管理しているため通帳がない場合、どうすれば良いか？**

A. インターネットの画面で銀行名・支店名・口座名義人・番号が記載されている部分を印刷したものか、キャッシュカードの写しを提出してください。



**Q 1 2. 本人確認書類（顔写真入り）を所持していない場合、どうすれば良いか**

A. 写真入りが無い場合は、各種健康保険証の写しと住民票の写しの2点を提出してください。

**Q 1 3. 令和2年度の町の給付金（美里町新型コロナウイルス対策農林水産業者支援給付金）をもらったが、今回も対象になるのか？**

A. 対象条件を満たす場合は対象になります。対象条件はQ 1、Q 2をご確認ください。